

介護福祉士国家試験の今後の在り方について

令和2年3月27日

介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会

1. はじめに

- 介護分野で唯一の国家資格である介護福祉士は、昭和 63 年 4 月に社会福祉士及び介護福祉士法（以下「士士法」という。）が施行されてから 30 年余りが経過し、介護福祉を支える中核的な存在として、様々な介護現場において活躍している。
- その間、介護福祉士養成課程における教育内容は、平成 21 年 4 月に施行された教育体系の見直し（「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」の 3 領域に再編等）や、平成 24 年 4 月に施行された「医療的ケア」の追加等の見直しを経て、現在に至っている。
- 一方、我が国においては、少子高齢化が進展する中、介護を必要とする方の急速な増加が見込まれていることから、2025 年（令和 7 年）度末までに約 55 万人の介護人材の確保が必要とされている（※ 1）。また、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められており、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題となっている。
- このような中、平成 29 年 10 月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて（以下「報告書」という。）」では、社会状況や人々の意識の移り変わり、制度改正等を踏まえた、新たな「求められる介護福祉士像」が示されるとともに、これまで十分に学べていなかったリーダーシップやフォローシップ、今後重要性が高まる認知症ケアや地域ケア、介護過程にかかる学習内容の充実の必要性等が議論され、介護福祉士養成課程における教育内容の見直しを検討すべきであると指摘された。
- この指摘を受け、厚生労働省が設置した「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」検討チームでは、報告書を踏まえ、①チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充、②対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上、③介護過程の実践力の向上、④認知症ケアの実践力の向上、⑤介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上といった教育内容の見直しを行った。

（※ 1） 第 7 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づいて都道府県が推計した介護人材の需要によると、必要となる介護人材数は、2020 年度末には約 216 万人、2025 年度末には約 245 万人が必要とされている。このため、2016 年度の介護人材数約 190 万人に加え、2020 年度末までに約 26 万人、2025 年度末までに約 55 万人、年間 6 万人程度の介護人材を確保する必要がある。

- 検討チームによる教育内容の見直しを踏まえ、平成 30 年度に関係法令や通知等が改正され、修業年限に応じて、令和元年度から順次新たな教育内容による介護福祉士養成が始まっており、令和 4 年度に実施する第 35 回介護福祉士国家試験から、新たな教育内容に沿った出題内容に切り替える予定となっている(※ 2)。
- 本検討会においては、第 35 回介護福祉士国家試験から、新たな介護福祉士養成課程の教育内容に対応した出題内容とし、介護福祉士として必要な知識及び技能を有するか適正に評価できるよう、介護福祉士国家試験の在り方について、令和元年 11 月から令和 2 年 1 月にかけて、3 回にわたり議論を重ね、提言の内容を整理した。この提言を踏まえ、厚生労働省並びに指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）において、介護福祉士国家試験の質を一層高めていくために実施方法等の見直しを行うことが必要である。

2. 筆記試験の総出題数等について

【総出題数について】

- 出題数については、現在、領域「人間と社会」が 16 問、「介護」が 52 問、「こころとからだのしくみ」が 40 問、「医療的ケア」が 5 問、総合問題が 12 問となっており、総出題数は 125 問となっている。
- 出題数の検討にあたっては、今回の教育内容の見直しにおいて、
 - ① 教育内容の充実を図るとともに、領域間で関連・重複する教育内容を整理
 - ② チームマネジメントに関する教育内容を拡充するため、「人間関係とコミュニケーション」の時間数を 30 時間から 60 時間に見直し
 - ③ 時間数の合計は現状維持 (※ 3)
 - ④ 領域「介護」の目的に「各領域での学びと実践の統合」を追加等が行われたことに留意した。

(※ 2) 4 年制の福祉系大学の場合、令和元年度に入学し、令和 4 年度卒業見込で国家試験を受験。
2 年制の養成施設の場合、令和 3 年度に入学し、令和 4 年度卒業見込で国家試験を受験。

(※ 3) 「人間関係とコミュニケーション」の時間数増は、領域「人間と社会」の時間数 240 時間の中で調整されたことから、時間数の合計 1,850 時間に変更はない。

- また、試験科目 11 科目群(※4)や試験日程への影響等についても留意のうえ、検討を行った。
- 以上の検討を踏まえ、総出題数について、以下のとおり提言する。

[提言]

- 教育内容の見直しにより、「人間関係とコミュニケーション」の時間数が30時間から60時間に見直されたことを踏まえ、第35回介護福祉士国家試験から、試験科目「人間関係とコミュニケーション」の試験問題数を増問することが望ましい。
- 総出題数については、教育内容の時間数の合計に変更がないことを踏まえ、現行どおり125問とすることとし、試験問題数は、試験科目群「②人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術」の中で調整することが望ましい。
- 出題数の調整にあたっては、出題形式に関する以下の点に留意すること。
 - ① 各領域において、単に制度や知識を問うだけでなく、設問で与えられた情報の理解・解釈や、応用によって解答を求める出題の充実を図ること
 - ② 短文事例問題及び総合問題については、介護過程の展開を踏まえ、介護現場で必要となる理解力や判断力を問う出題や、求められる介護福祉士像を想起させるような出題となるよう、一層の充実を図ること

【出題形式について】

- 出題形式については、現在、五肢択一を基本とする多肢選択形式となっており、イラストや写真、図表、グラフ等の視覚素材を活用している。
- 具体的には、以下の点に留意して問題作成が行われている。
 - ① 単純な知識の想起によって解答できる問題（タクソノミーⅠ型）だけ

(※4) ①人間の尊厳と自立、介護の基本 ②人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
 ③社会の理解 ④生活支援技術 ⑤介護過程 ⑥発達と老化の理解 ⑦認知症の理解
 ⑧障害の理解 ⑨こころとからだのしくみ ⑩医療的ケア ⑪総合問題

でなく、設問で与えられた情報を理解・解釈してその結果に基づいて解答する問題（タクソノミーⅡ型）や、理解している知識を応用して具体的な問題解決を求める問題（タクソノミーⅢ型）を出題すること

- ② 一問一答形式の問題に簡潔な状況設定を付し、状況の判断能力を問う短文事例問題を出題すること
- ③ 一つの事例に基づいて、4領域にまたがる知識を用いて、総合的・多面的な理解力や判断力を問う総合問題を出題すること

○ これらの出題形式に関しては、介護福祉士として必要とされる基本的な知識及び技能が網羅的に備わっていることを国家試験において確認するために有効であることから、今後も継続することが適当である。

○ なお、短文事例問題及び総合問題については、介護過程の展開を踏まえ、介護現場で必要となる理解力や判断力を問う出題や、求められる介護福祉士像を想起させるような出題となるよう、一層の充実を図り、試験全体で介護福祉士としての適性を判断する必要がある。

○ また、平成 20 年度に行われた国家試験に関する検討会（※5）の提言を受けて導入された既出問題の活用等の取組（プール制）については、良質な問題を評価して出題することは試験問題作成の業務負担軽減や質の担保の観点からも重要との意見があったことから、今後も継続すべきである。

○ 以上の検討を踏まえ、出題形式について、以下のとおり提言する。

[提言]

- 現行の出題形式については、今後も継続し、より一層の充実を図ること。
- 試験問題のプール制については、今後も継続することが望ましい。
- 限られた出題数の中で効果的に出題するため、以下の点については、特に留意すること。〔再掲〕
 - ① 各領域において、単に制度や知識を問うだけでなく、設問で与えられた情報の理解・解釈や、応用によって解答を求める出題の充実を図ること

（※5） 社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会（平成 20 年 7 月～12 月）

- ② 短文事例問題及び総合問題については、介護過程の展開を踏まえ、介護現場で必要となる理解力や判断力を問う出題や、求められる介護福祉士像を想起させるような出題となるよう、一層の充実を図ること

【試験科目別出題基準について】

- 試験科目別出題基準については、現在、厚生労働省が発出した指針で示した各領域の教育内容や教育に含むべき事項をもとに、試験センターにおいて、試験科目ごとに大項目・中項目・小項目(※6)を、試験実施年度の6月に公表している。
- 今回の教育内容の見直しにおいては、各領域の目的やねらい、教育に含むべき事項が見直されるとともに、教育に含むべき事項の主旨を明確にするための留意点が追加されている。
- また、平成30年度に実施された「介護福祉士の教育内容の見直しを踏まえた教授方法等に関する調査研究事業(※7)」において、想定される教育内容の例を整理しており、新たな試験科目別出題基準の中項目・小項目を検討する際の参考となる。
- 試験科目別出題基準は、直近の制度改正等を踏まえた見直しを行い、国家試験が実施される年度に公表すべきものであるが、令和4年度に実施する第35回国家試験以降に受験することを希望する実務経験ルートを受験者が、計画的に学習できるよう、今回の教育内容の見直しを踏まえ、試験科目別出題基準がどのように見直される予定なのか、可能な限り、早急に示す必要がある。
- 以上の検討を踏まえ、試験科目別出題基準について、以下のとおり提言する。

(※6) 大項目は、中項目を束ねる見出しであり、試験科目全体の範囲を示す事項(厚生労働省指針の「教育に含むべき事項」に相当)。

中項目は、試験の出題内容となる事項。

小項目は、中項目に関する事項をわかり易くするために例示した事項。

(※7) 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会が、平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業として実施した事業。

〔報告書(厚生労働省ホームページ)〕 <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000525760.pdf>

[提言]

- 平成 30 年度に実施された「介護福祉士の教育内容の見直しを踏まえた教授方法等に関する調査研究事業」において示された「想定される教育内容の例」を参考に、試験センターにおいて、試験科目別出題基準の詳細な検討を進めること。
- 令和 4 年度に実施する第 35 回国家試験以降に受験することを希望する実務経験ルートを受験者に配慮するため、可能な限り早急に、試験科目別出題基準（予定版）を公表することが望ましい。

3. 実技試験の廃止について

- 介護福祉士国家試験は、制度上、筆記試験と実技試験を実施することになっているが、現行の養成課程や介護技術講習では、教育内容や講習内容において、一定の技能修得が担保されていることから、養成施設や福祉系高校で現行の教育内容を学んで卒業した者や介護技術講習を修了した者が受験する場合には、実技試験が免除されている。
- そのため、実技試験を受ける必要がある受験者は、以下の者のうち、介護技術講習を受講しなかった者であり、総受験者の 1%以下の人数となる。
 - ① 士士法附則第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する特例高校（福祉系高校）を卒業した者（※ 8）
 - ② 平成 19 年改正法附則第 5 条に規定する平成 20 年度以前に福祉系高校に入学し、当時の教育内容を修めて卒業した者
 - ③ 士士法施行規則第 21 条第 2 号に規定する経済連携協定に基づく介護福祉士候補者（以下「EPA 介護福祉士候補者」という。）（※ 9）

(※ 8) 第 1 号：平成 21～25 年度に特例高校に入学し、卒業した者
第 2 号：平成 28～30 年度に特例高校（修業年限 3 年以上）に入学し、卒業した者
第 3 号：平成 28～31 年度に特例高校（修業年限 2 年以上）に入学し、卒業した者

(※ 9) 現在、経済連携協定（EPA）を締結しているのは、インドネシア共和国及びフィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国の 3 か国。EPA 介護福祉士候補者は実務者研修を修了した場合も実技試験が免除となる。

- 実技試験に関しては、平成 25 年度に行われた国家試験に関する検討会（※10）において、特例高校への入学は平成 25 年度までであるため「制度上、実技試験の受験者は想定されなくなることから、平成 29 年度（平成 30 年）試験から実技試験を廃止することが適当である。」と提言されたところであるが、その後、平成 28 年 4 月に特例高校が再規定された（士士法附則第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）ことから、現在も実技試験は実施されている。
- 特例高校を卒業した者は「9 月以上介護等の業務に従事」することが受験資格の要件となるため、再規定された特例高校を最後に卒業する令和 2 年度卒業生は、令和 3 年度に実施される第 34 回国家試験を受験することとなる。
- また、厚生労働省が所管する福祉・医療・保健に係る他の国家資格における試験では、殆どが実技試験を実施しておらず、筆記試験のみで判定する仕組みとなっている（※11）。
- 以上の検討を踏まえ、実技試験について、以下のとおり提言する。

[提言]

- 令和 4 年度の第 35 回国家試験以降は、制度上、特例高校を卒業し実技試験を受験する者は想定されなくなり、実技試験を受ける必要がある受験者は今後益々減少する。
- よって、今後の実技試験の実施状況を注視しつつ、受験者に不利益が生じないように十分に配慮したうえで、実技試験を廃止することが適当である。

4. 合格基準について

- 合格基準については、現在、筆記試験・実技試験ともに総得点の 60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者を合格者としている。

（※10） 介護福祉士国家試験の出題範囲等の在り方に関する検討会（平成 25 年 7 月～9 月）

（※11） 現在、実技試験を実施している主な資格は、理容師や美容師、保育士。

- また、筆記試験については、試験科目 11 科目群すべてにおいて得点があることも基準となっている。
- 受験者全体の合格率は、現行の教育内容に対応する出題とした平成 23 年度の第 24 回国家試験以降は約 6 割、実務経験ルートを受験者に実務者研修の修了を義務づけた平成 28 年度の第 29 回国家試験以降は約 7 割となっている。
- 受験資格ごとの合格率を比較すると、養成施設ルートを受験者は約 8 割（日本人受験者約 9 割、外国人受験者約 3 割）、福祉系高校ルートを受験者は約 8 割、実務経験ルートを受験者は約 7 割となっている。
- 合格率の現状を踏まえると、現行の合格基準は適正であり、今後も維持することが適当であると考えられる。一方で、養成施設ルートや福祉系高校ルートを受験者の合格率については、養成施設や学校ごとに差があると考えられることから、社会福祉士国家試験や精神保健福祉士国家試験等と同じように、養成施設・学校別の受験者数・合格者数・合格率等を公表することで、より質の高い教育が期待できる。
- また、介護福祉士養成施設（養成施設ルート）に入学する留学生が増加している状況であるが、日本人受験者と外国人受験者の合格率に大きな差があることから、留学生受験者の受験者数・合格者数・合格率等を公表することで適正な評価が可能となり、養成施設において留学生に対する適切な教育体制の構築が促進されることが期待できる。
- 以上の検討を踏まえ、合格基準について、以下のとおり提言する。

[提言]

- 現行の合格基準は、今後も維持することが望ましい。
- 社会福祉士国家試験等と同様に、養成施設・学校別の受験者数・合格者数・合格率等を公表するとともに、養成施設ルートの日本人受験者と留学生受験者の合格率等を把握できるようにすることが望ましい。

5. 試験日程等について

【試験日程・試験時間について】

- 筆記試験については、現在、午前に領域「人間と社会」及び「介護」について、午後領域「こころとからだのしくみ」及び「医療的ケア」、総合問題について、試験が行われている。
- 試験時間は、午前が110分（配慮が必要な受験者は、1.3倍（145分）又は1.5倍（165分）となる場合がある）、午後が110分（同）となっており、合計220分（1.3倍の場合は290分、1.5倍の場合は330分）である。
- 今回の教育内容の見直しにおいては、領域「介護」の目的に「各領域での学びと実践の統合」が追加されたことから、出題する順番の見直しが必要であり、午前領域「人間と社会」及び「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」について、午後領域「介護」及び総合問題について、試験を行うことが適当である。
- なお、出題する順番の見直しを行う場合も、現行と同様、適正な試験時間を確保する必要がある。
- 以上の検討を踏まえ、試験日程等について、以下のとおり提言する。

[提言]

- 教育内容の見直しを踏まえ、出題する領域の順番の見直しを検討することが望ましい。
- 検討にあたっては、現行と同様、適正な試験時間を確保すること。

【外国人受験者等への試験上の配慮について】

- EPA介護福祉士候補者が受験する場合には、外交上の配慮として、第25回国家試験から①ふりがな付き試験問題の配付及び②試験時間の延長（一般の受験者の1.5倍）を行っている。

- また、EPA介護福祉士候補者以外の外国籍を有する方や日本に帰化された方が受験する場合には、外国人等への試験上の配慮として、第28回国家試験から希望者に対してふりがな付き試験問題の配付のみを行っている。
- EPA介護福祉士候補者の合格率は、国別・回数別で差があり、受験者全体の合格率約7割に比べると低いものの、現在は約5割で推移し、配慮がなかった第24回国家試験と比較すると1割以上上昇しており、一定の効果が認められることから、EPA介護福祉士候補者に対する試験上の配慮は、今後も継続する必要がある。
- 一方で、平成29年9月から、養成施設ルートにより介護福祉士の資格を取得した者に在留資格「介護」を認める制度が開始されていることから、EPA介護福祉士候補者以外の外国人受験者が年々増加している。
- また、令和2年4月以降、実務経験ルート及び福祉系高校ルート、EPAルートにより介護福祉士の資格を取得した者についても在留資格「介護」を認める制度改正が進められていることから、今後、技能実習生等として入国して介護施設等で実務経験を積み、介護福祉士の資格取得を希望する者が増える等、更に外国人受験者等が増加することが見込まれている。
- 介護福祉士の資格を取得し、日本の介護現場で働く意欲を持つ外国人介護人材を受け入れるための門戸を広げる取組が進められていることから、EPA介護福祉士候補者との公平性を確保するため、適正な配慮が求められている。
- 以上の検討を踏まえ、外国人受験者等への試験上の配慮について、以下のとおり提言する。

[提言]

- EPA介護福祉士候補者に対する試験上の配慮については、今後も継続することが望ましい。
- EPA介護福祉士候補者以外の外国人受験者等に対する試験上の配慮については、EPA介護福祉士候補者と同等とする必要がある。

6. おわりに

- 本検討会では、令和4年度の第35回介護福祉士国家試験から、介護福祉士養成課程の新たな教育内容に対応し、引き続き、介護福祉士として必要とされる知識及び技能を網羅的に備えているか否かを評価することができるよう検討を行った。また、介護福祉士国家試験の実施状況に関しても検証を行い、現行の実施方法は、基本的には継続すべきであるとの結論に至るとともに、より充実すべき点や、見直しが必要な点について整理し、検討会の提言として取りまとめた。
- なお、今回の教育内容の見直しは、各領域における教育の充実を図るものであり、大幅な枠組みを変更したものではなかったことから、本検討会の検討においても、その点に留意し、現行の介護福祉士国家試験の仕組みを大幅に見直す提言は行っていない。
- 世界に先駆け、介護分野の国家資格として創設され、日本の介護福祉制度の発展を支えてきた介護福祉士の重要性を再認識し、今後も、介護福祉士国家試験が適正に運用されるよう、本検討会の提言を真摯に受けとめ、必要な見直しが行われることを期待したい。また、介護福祉士が社会の期待に応え信頼される資格であるためには、試験の在り方を定期的に検討し、試験制度の不断の見直しを行う必要があることに留意願いたい。

(参考資料)

介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会開催要綱

1. 趣旨

平成 30 年度に行われた介護福祉士養成課程の教育内容の見直しは、介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加等に伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できる介護福祉士の養成を目指したものであり、各領域における教育に含むべき内容の見直し等を行ったところであり、令和元年度から養成施設等において順次導入が開始され、令和 4 年度に行われる第 35 回介護福祉士国家試験（令和 5 年 1 月下旬）から新たな教育内容に沿った出題内容に切り替える予定となっている。

また、これまで行ってきた介護福祉士国家試験の実施方法等の見直しの検証を行う等、介護福祉士国家試験の更なる向上を図るための検討が必要である。

以上を踏まえ、本検討会においては、第 35 回介護福祉士国家試験から新たな介護福祉士養成課程の教育内容に対応した出題内容とし、介護福祉士として必要な知識及び技能を有するか適正に評価できるよう、介護福祉士国家試験の在り方について検討する。

2. 検討会構成員

本検討会は、有識者で構成する（別添）。

3. 検討課題

- (1) 介護福祉士国家試験の実施状況の検証
- (2) 介護福祉士養成課程の教育内容の見直しを踏まえた対応
- (3) 実技試験の在り方
- (4) その他

4. スケジュール

令和元年 10 月から検討を開始し、以降数回程度開催し、本年冬を目途に取りまとめ（予定）

5. その他

- (1) 本検討会は、社会・援護局長の検討会とする。
- (2) 本会議の運営にかかる庶務は、社会・援護局福祉基盤課が行う。
- (3) 本検討会の議事は非公開とする。報告書は後日公開する。

(別添)

介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会構成員名簿

朝倉	京子	東北大学大学院 医学系研究科看護管理学分野 教授
臼井	正樹	神奈川県立保健福祉大学 名誉教授
遠藤	英俊	国立長寿医療研究センター 長寿医療研修センター長
川井	太加子	桃山学院大学 社会学部 教授
熊坂	和也	全国福祉高等学校長会 神奈川県立津久井高等学校 校長
志水	幸	北海道医療大学 看護福祉学部 教授
白井	孝子	学校法人滋慶学園 東京福祉専門学校 副学校長
本名	靖	社会福祉法人本庄ひまわり福祉会 総合施設長
峯尾	武巳	特定非営利活動法人介護の会まつなみ 副理事長

(五十音順、敬称略)